

細則 2 : 理事の選任及び退任

第 1 条 理事の定数

理事は評議員の選挙による16名の選出理事と、理事長指名による8名以内の特任理事とする。

第 2 条 選出理事候補者

選出理事候補者は、理事の任期満了となる年の4月1日に69歳以下の評議員とする。但し選出理事に欠員があるときは、選出後4年未満2年以上の評議員も選出理事候補者に加える。

第 3 条 選出理事選挙管理委員会

選出理事選挙管理委員会は、副理事長と、理事長の指名する評議員4名をもって組織する。

第 4 条 選出理事の選出

選出理事は、社員総会の14週間前までに選出される。選出理事は、定款の規定に従い、2年を1期とし、2期4年ごとに選出し、原則として半数が2年毎に選出される。再選を妨げない。

第 5 条 選出理事の欠員補充

選出理事が欠員となった場合、次期選挙まで欠員の補充を行わない。但し、欠員となった選出理事の残任期間が2年以上ある場合には、次期選挙の際、定数8名に欠員となった選出理事の員数を加えて理事を選出し、欠員を補充する。この場合、補充された選出理事の任期は、前条の規定に関わらず、2年とする。当選者が就任を辞退した場合は、次位の者を繰り上げるものとする。

第 6 条 選出理事の選挙

学術総会、社員総会の20週間前までに、選出理事候補者名簿を全評議員に送付し、8名を無記名投票で選ぶ。投票結果で上位8名を選出理事とするが、その最下位の得票数の者が複数ある時は、年齢の下の者を当選者とする。

第 7 条 投票

前項の投票は、選出理事選挙管理委員会配付の選出理事立候補者名簿中の8名以内を送付された投票用紙に連記する。投票は、無記名投票で実施する。投票者は、投票用紙を同時に送付されている専用小封筒に入れ、さらに専用外封筒の署名欄に氏名を自署し、社員総会の16週間前までに本学会事務局に送付する。以上の要件を満たさない投票は無効とする。

第 8 条 選挙の報告

選出理事選挙管理委員会は、投票結果を社員総会の14週間前までに理事長に報告する。社員総会において、その結果を報告する。

理事長は、選出理事を委嘱する。

第 9 条 特任理事の指名

理事長指名による次期特任理事は、新たに選出された次期理事長によって、前任理事長の任期終了時の社員総会の前に地域性、職種など多様性を考慮して指名される。理事長指名特任理事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第 10 条 細則2の変更

本細則を変更するには、評議員の(委任状含む)3分の2以上が出席した社員総会において、その3分の2以上の賛成を要する。